

「有価証券の引受け等に関する規則」第12条第2項及び第3項に係るQ & A

2024年11月14日

日本証券業協会

Q. 推薦審査を行わない共同主幹事を定めるIPOにおいて、推薦審査を行わない共同主幹事が引受審査を行う場合の引受規則第12条第2項及び第3項の取扱いとして、当該共同主幹事が発行者から直接必要な資料及び情報を受領する方法のほか、事務主幹事から必要な資料及び情報を受領し、当該資料及び情報に基づき引受審査を実施することも可能との理解でよい。

A. IPOにおける主幹事会員（引受規則（「有価証券の引受け等に関する規則」をいう。以下同じ。）第2条第9号に規定するものをいう。以下同じ。）としては、取引所に「上場適格性調査に関する報告書」を提出する主幹事（取引所に上場の推薦を行う主幹事。以下「事務主幹事」という。）、当該報告書の提出は行わない主幹事（以下「推薦審査を行わない共同主幹事」という。）があります。

主幹事会員の引受審査に関し、引受規則第12条第2項では「主幹事会員は、原則として発行者から引受審査資料を受領すること」、同条第3項では「主幹事会員は引受審査項目を審査するため、発行者に対し、確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努めること」が規定されています。

IPOにおいては、事務主幹事が上場申請の前の段階で上場適格性等の確認を行っており、発行者との間で必要な資料及び情報の授受が行われていることが想定されます。個別案件に応じて判断されるものではございますが、推薦審査を行わない共同主幹事を定めるIPOにおいては、発行者の負担等を踏まえ、推薦審査を行わない共同主幹事が引受審査を行う場合の引受規則第12条第2項及び第3項の取扱いとして、当該共同主幹事が発行者から直接必要な資料及び情報を受領する方法のほか、事務主幹事及び推薦審査を行わない共同主幹事との間で協議のうえ、事務主幹事から必要な資料及び情報を受領し、当該資料及び情報に基づき引受審査を実施することも考えられます。

この場合においては、以下の点に留意する必要があると考えられます。

- 事務主幹事及び推薦審査を行わない共同主幹事においては、発行者に対し、推薦審査を行わない共同主幹事の引受審査について必要な説明を行うこと。個別案件に応じて判断されるものであるが、例えば、以下の内容を説明することが考えられる
 - ・ 事務主幹事においては、推薦審査を行わない共同主幹事に提供する資料及び情報。また、必要に応じて、当該共同主幹事から発行者に対して直接確認や資料提供の依頼が行われる可能性があること
 - ・ 推薦審査を行わない共同主幹事においては、事務主幹事から受領した資料及び

情報以外に必要ながあると認めた場合には、発行者に対して直接確認や資料提供の依頼を行う可能性があること

- 推薦審査を行わない共同主幹事においては、事務主幹事から受領した資料及び情報に基づき審査を行うとともに、必要に応じて事務主幹事又は発行者に確認を行うなど、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 IV-3-2-2 (1)②の規定（共同主幹事である他の証券会社等の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか）及び引受規則第 12 条第 1 項（引受会員による厳正な引受審査の実施）に留意すること

（参考）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針及び引受規則の抜粋

○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

IV-3-2-2 発行体に対するチェック機能の発揮

(1) 引受け等の審査に係る留意事項

- ① 日本証券業協会自主規制規則「有価証券の引受け等に関する規則」等を踏まえ、発行体の財務状態及び経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の審査に関する適切な規程が整備され、実質的な審査が的確に行われているか。また、これらの審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか。
- ② 共同主幹事である他の証券会社等の審査に依存し、自らは審査を行わないこととしていないか。
- ③ 審査を行う部署の営業部門からの独立性が、機能・効果の面から適正に確保されるなど、審査を適切に行うための体制整備が図られているか。
- ④ 引受けを行うに当たり、社内の他の部署との利益相反を検証・評価する機能を有しているか。また、それにより、利益相反となる状態を適切に防止するための態勢が整備されているか。
- ⑤ 著しく不適当と認められる数量、価格その他の条件により引受けを行うことを防止するために、法令や自主規制規則を踏まえ、価格の算定方法等に関する適切な規程が整備されるとともに、引受けの条件を適切に決定するための態勢整備が図られているか。

○ 引受規則

（適切な引受審査）

第 12 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、発行者が将来にわたって投資者の期待に応えられるか否か、募集又は売出しが資本市場における資金調達又は売出しとしてふさわしいか否か及び当該発行者の情報開示が適切に行われているか否かの観点から、引受審査部門（第 5 条第 2 項の場合には、当該引受審査案件に係る引受審査業務を遂行する担当者）において、第 16 条から第 19 条までに規定する引受審査項目について厳正に引受審査を行わなければならない。

- 2 主幹事会員は、引受審査を行うに当たっては、発行者によって公開された資料を確認するとともに、原則として、細則に定める資料（優先出資証券、不動産投資信託証券、インフラファンド、ベンチャーファンド、新投資口予約権証券、外国株信託受益証券、外国インフラファンド信託受益証券及び受益証券発行信託の受益証券並びに外国法人の発行する証券又は証書で株券等又は社債券の性質を有するものの引受審査を行うに当たっては、これに相当する資料をいう。以下「引受審査資料」という。）を細則に定めるところにより、発行者から受領するものとする。
- 3 主幹事会員は、第 16 条から第 19 条までに規定する引受審査項目を審査するため、前項の発行者によって公開された資料及び引受審査資料に記載されている事項の内容を確認する場合には、発行者に対し、当該確認すべき内容を書面により送付し、その回答を書面により受領するよう努め、必要に応じて当該発行者との間で面談を行うものとする。
- 4～6 （略）

以 上